

# 防衛省仕様書改正票

D S P

D 0001J(2)

$\frac{1}{2}$  tトラック

制定 昭和52年 3月30日

改正 令和 6年 2月 1日

(TRUCK, UTILITY)

この改正票は、DSP D 0001J ( $\frac{1}{2}$  tトラック) について  
のものであり、DSP D 0001J (1) を含め、累積記載され  
ている。この改正票はDSP D 0001Jと併用される。

## 1.4 b) 仕様書 中

DSP Z 9004 技術変更提案書の様式  
を追加する。

## 5.1 表8－附属品 を次のように改める。

表8－附属品

| 名称            | 数量 | 注記   |
|---------------|----|--|
| 消火器           | 1  | 粉末消火器・ABC・1.0 kg・自動車用（消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の規格適合品）とする。ただし、包装は、除く。 |
| 非常信号灯         | 1  | 国土交通省保安基準適合品、乾電池式（単3アルカリ乾電池）、懐中電灯兼用式、ミニチュアバルブ（2.5 V以上、0.3 A）、肩掛けフック付き    |
| 予備タイヤ         | 1  | ホイール付き   |
| 始動用キー         | 2  | —————  |
| 無線機架台用台座      | 1  | 第2列座席用   |
|               | 1  | 第3列座席用   |
| アンテナ用台座       | 2  | 車体前部左右取付用  |
| ベルト           | 2  | 荷物固定用  |
| バンド           | 1  | ウインドシールド固定用  |
|               | 2  | フロントドアサッシュ固定用  |
| フロントドアサッシュホルダ | 1  | 左用   |
|               | 1  | 右用   |

## 5.5 技術変更提案 を追加する。

契約の相手方は、技術変更提案を要する事項が発生した場合は、DSP Z 9004によって技術変更提案書を作成し契約担当官等に提出する。

2.  
D 0001J(2)

付表 1 -  $\frac{1}{2}$  tトラックの検査項目，試験方法及び判定基準 中

“ ”

| 検査項目 |       | 試験方法  |
|------|-------|---|
| 定置試験 | 寸法・質量 | 空車状態で，トラックの全長，全幅，全高，軸距，輪距（前後），最低地上高，荷台（内法）の寸法及び車両質量について，計測器を使用して計測する。 |

を

“ ”

| 検査項目 |       | 試験方法  |
|------|-------|---|
| 定置試験 | 寸法・質量 | 空車状態で，トラックの全長，全幅，全高，軸距，輪距（前後），最低地上高，荷台（内法）の寸法及び車両質量について，計測器を使用して計測する。<br>なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，計測を省略し，資料の提示によって確認する。 |

に改める。

# 防衛省仕様書

D S P

D 0001J

## $\frac{1}{2}$ tトラック

制定 昭和52年 3月30日

改正 令和 4年 3月11日

(TRUCK, UTILITY)

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、指揮連絡、偵察警戒、通信、救護などの多目的に使用するボンネット形総輪駆動の $\frac{1}{2}$ tトラック(以下、トラックという。)について規定する。

注記  $\frac{1}{2}$ tトラックは、この仕様書の本体で規定し、 $\frac{1}{2}$ tトラック(警務用)及び $\frac{1}{2}$ t溶接車は、この仕様書の附属書 A 及び附属書 B にそれぞれ規定する。

#### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、J I S D 0101及びJ I S D 0102による。

##### 1.2.1

#### 空車状態

空車状態とは、トラックに燃料、潤滑油、冷却水などを全量搭載し、携行工具、附属品及び予備部品を取付位置などに収納した状態をいう。ただし、タイヤチェーン、燃料携行缶、洋形おの及びショベルは、含まない。

##### 1.2.2

#### 標準状態

標準状態とは、空車状態のトラックに操縦手1名(80 kg)、助手1名(80 kg)及び乗車者4名(320 kg)が、乗車した状態をいう。

##### 1.2.3

#### 標準積載状態

標準積載状態とは、空車状態のトラックに操縦手1名(80 kg)、助手1名(80 kg)及び正規積載質量440 kgの荷物を均等に積載した状態をいう。

### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、表 1 による。

表 1 - 製品の呼び方

| 製品の呼び方              | 物品番号            |
|---------------------|-----------------|
| $\frac{1}{2}$ tトラック | 2320-283-2264-5 |

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

|                |                           |
|----------------|---------------------------|
| J I S A 8902   | ショベル及びスコップ                |
| J I S C 4034-5 | 回転電気機械-第5部:外被構造による保護方式の分類 |
| J I S D 0101   | 自動車の種類に関する用語              |
| J I S D 0102   | 自動車用語-自動車の寸法、質量、荷重及び性能    |
| J I S D 1011   | 自動車部品-スピードメーター校正方法        |

|           |         |         |                            |
|-----------|---------|---------|----------------------------|
| J I S     | D       | 1 0 1 2 | 自動車—燃料消費率試験方法              |
| J I S     | D       | 1 0 1 4 | 自動車加速試験方法                  |
| J I S     | D       | 1 0 1 6 | 自動車最高速度試験方法                |
| J I S     | D       | 1 0 1 7 | 自動車—急坂路試験方法                |
| J I S     | D       | 1 0 1 8 | 自動車長坂路試験方法                 |
| J I S     | D       | 1 0 2 2 | 自動車運行試験方法                  |
| J I S     | D       | 4 1 0 2 | 空気入りタイヤ用ホイール及びリム—種類・呼び・表示  |
| J I S     | D       | 4 2 1 1 | 自動車用タイヤバルブコア               |
| J I S     | D       | 4 6 0 4 | 自動車部品—シートベルト               |
| J I S     | D       | 5 3 0 1 | 始動用鉛蓄電池                    |
| J I S     | D       | 6 6 0 6 | トラックトラクタ及びトラレーラ用7極電線カップリング |
| J I S     | K       | 5 5 7 2 | フタル酸樹脂エナメル                 |
| J I S     | K       | 5 6 5 1 | アミノアルキド樹脂塗料                |
| J I S     | R       | 3 2 1 1 | 自動車用安全ガラス                  |
| N D S     | Z       | 8 0 1 1 | 角形銘板                       |
| N D S     | Z       | 8 2 0 1 | 標準色                        |
| J A T M A | Y E A R | B O O K | 日本自動車タイヤ協会規格               |

#### b) 仕様書

|       |   |         |       |
|-------|---|---------|-------|
| D S P | L | 4 7 6 8 | 帆布    |
| D S P | Z | 1 0 0 5 | 燃料携行缶 |

#### c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)  
 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

このトラックは、自衛隊の使用する自動車に関する訓令(以下、訓令という。)に適合しなければならない。

### 2.2 部品・付加材等・工具類の互換性

官側で保有する部品、付加材等及び工具類の使用に、極力互換性がなければならない。

### 2.3 構成

構成は、次による。

- a) 機関
- b) 動力伝達装置及び走行装置
- c) ブレーキ装置
- d) 懸架装置
- e) かじ取り装置
- f) フレーム
- g) 車体
- h) 灯火類
- i) 附属装置など

### 2.4 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品を使用する。

## 2.5 構造・形状・寸法・質量

### 2.5.1 構造

構造は、次による。

- a) 機関は、次によるほか、後処理装置を設けない。
- 1) 種類・形式 4サイクル水冷ディーゼル機関
  - 2) 最大出力 約92 kW/3 500 min<sup>-1</sup> (ネット)
  - 3) 最大トルク 約295 N・m/2 000 min<sup>-1</sup> (ネット)
  - 4) 充電発電機 交流式 24 V-50 A
  - 5) 始動電動機 ビニオンシフト式 24 V-3.2 kW
  - 6) 燃料タンク 容量 約60 L
  - 7) 始動用鉛蓄電池 J I S D 5 3 0 1 の80D26R又は同等品 2個
- b) 動力伝達装置及び走行装置は、次による。
- 1) 駆動方式は、パートタイム4WDとする。
  - 2) 主変速機は、自動式とし、変速段は、前進4段後進1段とする。
  - 3) 副変速機は、はすば歯車のシンクロメッシュ式常時かみ合い方式とし、高速走行状態において2輪駆動及び4輪駆動に切替えができ、停車状態で高速及び低速に切替えができる構造とする。
  - 4) 減速機は、減速比が4 900のものとするほか、次による。
    - 4.1) 前車軸は、独立懸架等速ジョイント式とする。
    - 4.2) 後車軸は、半浮動式とし、差動外箱はキャリア形とする。
  - 5) タイヤは、J A T M A Y E A R B O O K 215/85R18LT, チューブレスで、トレッドパターンは、M&Sを4本取り付ける。  
なお、ホイールは、J I S D 4 1 0 2 による呼びが18×6JJ, 6本ボルト取付用とする。
- c) ブレーキ装置は、次による。
- 1) 常用ブレーキは、マスタシリンダ及び真空倍力装置付きの油圧式4輪作動形とする。
  - 2) 駐車ブレーキは、後輪制御式の内拵式ドラムブレーキとする。
- d) 懸架装置は、前部をダブルウィッシュボーン・トーションバースプリング式独立懸架とし、後部を縦置き半だ円板ばね式車軸懸架とする。  
なお、ショックアブソーバには、筒形油圧複動式を用いる。
- e) かじ取り装置は、次による。
- 1) ハンドルの位置は右側とし、ステアリングロック付きとする。
  - 2) 歯車形式は、チルト機構をもつパワーステアリング装置付きのボールスクリュー式とする。
- f) フレームは、箱形断面のはしご形とする。
- g) 車体は、次による。
- 1) 前窓は、前倒しが可能な構造とする。
  - 2) 乗車定員は、6名とし、座席は、表 2 による。

表 2 - 座席

| 部位  | 規定  |
|---|---|
| 第1列座席   | 座席を前後に調整(前後位置メモリー機構付き)でき、背当ての角度が調整(背当て角度メモリー機構付き)可能である。また、助手席には、ウォークイン機構を備える。<br>座席ベルト <sup>a)</sup> は、第2種ELR付きとし、ロールバー無し車両は、第1種ELR付きとする。 |
| 第2列座席   | セパレート式で背当てを前側に折り畳むことができ、背当ての角度が調整可能なほか、座席を前側に倒すことが可能である。<br>座席ベルト <sup>a)</sup> は、第2種ELR付きとし、ロールバー無し車両は、第1種巻取装置なしとする。                     |
| 第3列座席   | 一人掛対向式とする。<br>なお、座席は、座面、背当てとも折り畳み式とする。  |
| <b>注<sup>a)</sup> J I S D 4 6 0 4</b> の自動車部品—シートベルト |   |

3) 前窓及び側面ドアに使用するガラスは、表 3 による。

表 3 - ガラスの種類

| 部位   | 規定                       |
|------|--------------------------|
| 前窓   | J I S R 3 2 1 1 の合わせガラスA |
| 側面ドア | J I S R 3 2 1 1 の強化ガラス   |

- 4) ワイパは、ワイパブレード2個を取り付けた3モード(高速、低速及び間欠)の電動リンク式とする。
- 5) 側面ドアは、鋼製(ドアロック付き)とし、窓枠の取り外しができる構造とする。また、後部ドアは、上部はほろ(幌)製で、鋼製のほろ骨、ビニール板の窓付きとし、下部は鋼製(ドアロック付き)で右の外側に開く構造とする。  
なお、左右ドア開口部付近に泥落としを取り付ける。
- 6) 計器盤には、速度計、回転計、燃料計、水温計、電流計などの計器を設けるとともに、操縦手が容易に確認できる有効な照明装置、キー付きグローブボックス及びマップランプを備える。また、操縦手が容易に確認できる車輪駆動状態のインジケータランプ、アッパービームのインジケータランプ、シートベルトウォーニングランプ、ウォータセパレータウォーニングランプ、エンジンウォーニングランプ及びフューエルウォーニングランプを取り付ける。
- 7) 空調装置(エアコン)を取り付けるほか、容量は、操縦室に適合した容量とする。  
なお、リヤ別体暖房機を取り付ける場合は、調達要領指定書によって指定する。
- 8) 消火器の取付具を、操縦室内の適宜の位置に取り付ける。
- 9) 非常信号灯の取付具を、操縦手席付近に取り付ける。
- 10) 車両用ラジオを取り付ける。
- 11) 操縦手席及び助手席用のサンバイザを設けるほか、操縦手席用は、カードホルダ付きとする。
- 12) 灰皿を左右ドアの前方に取り付ける。
- 13) 握り棒を、助手席の右側と前方に取り付ける。
- 14) 2極丸形コネクタ用コンセントを、助手席の付近に設ける。また、荷室付近に、電源用ソケットを設ける。
- 15) ほろ骨は、黒色に塗装した鋼管製とし、取り外し及び車載が可能である。
- 16) 車両用ほろの生地は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、ビニロン・ポリエステル交織帆布10号<sup>1)</sup>(OD色)とし、一部二重構造とする。また、後方2箇所窓の取り外しができる構造とする。

**注<sup>1)</sup> D S P L 4 7 6 8**のビニロン・ポリエステル交織帆布10号

- 17) 車体内に車体色のロールバーを取り付ける。  
なお、ロールバーを取り付けない場合は、調達要領指定書によって指定する。
- 18) 工具収納袋及び三角表示板の収納場所を車内に設けるほか、タイヤチェーン収納箱を荷室内に設ける。
- 19) 自動車検査証、取扱説明書、予備部品等の収納箱を助手席下部に設ける。

- 20) 前窓部付近に、乗降用のグリップを取り付ける。
- 21) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、無線機用ターミナルボックスを荷室に取り付ける。
- 22) 無線機架台用台座を第2列座席部及び第3列座席部に取り付けられる構造とする。  
なお、無線機架台用台座の取付は、調達要領指定書によって指定する。
- 23) 室内灯を前窓部付近に、荷室灯を荷室付近に設ける。
- 24) 荷室には、荷物固定用フックを取り付ける。
- 25) 車体各部に偽装網固定用フックを取り付ける。
- 26) ロールバーは、官側の改造によって、機関銃の車載銃架が取り付け可能な構造とする。
- h) 灯火類は、表4による。

なお、灯火類に使用する電球は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品を使用する。

表4－灯火類

| 名称   |        | 規定            | 数量 |
|------|--------|---------------|----|
| 霧灯   |        | 24 V 35 W     | 2  |
| 管制用  | 運転灯    | 24 V 25 W     | 1  |
|      | 制動灯・尾灯 | 24 V 5 W又は6 W | 各2 |
|      | 車幅灯    |               | 2  |
| 室内灯  |        | 24 V 10 W     | 1  |
| 荷物室灯 |        |               | 1  |

- i) 附属装置などは、次による。
- 1) 予備タイヤ1本を収納できる取付具を取り付ける。
  - 2) 燃料携行缶<sup>2)</sup>1個を収納できる取付具をトラック後部の左側に取り付ける。  
**注<sup>2)</sup>** DSP Z 1005の燃料携行缶
  - 3) 自動車番号標を、トラックの前部及び後部に取り付ける。
  - 4) 洋形おの<sup>3)</sup>の取付具を車体後部の右側に、シヨベル<sup>4)</sup>の取付具を車体後部左側に取り付ける。  
**注<sup>3)</sup>** 洋形おの、頭部重量約1.8 kg、頭部寸法約130 mm(刃先)×170 mm、柄の長さ約900 mm  
**注<sup>4)</sup>** J I S A 8902のシヨベル、丸形2番
  - 5) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、小銃保持具を第1列座席付近に2個取り付ける。
  - 6) けん引装置の構造は、次による。
    - 6.1) ピントルフックは、トラックの後端に取り付けるほか、 $\frac{1}{4}$ トレーラのけん(牽)引ができる構造とする。また、フレーム前部にけん引・回収などに使用するフックを2個設ける。
    - 6.2) 7極電線カップリングのソケット<sup>5)</sup>をトラックの後端に取り付ける。  
**注<sup>5)</sup>** J I S D 6606の7TS-1
  - 7) 無線機アンテナを取り付けるためのアンテナ用台座のブラケットを、車体の後部左右に取り付ける。  
なお、車体前部へアンテナ用台座のブラケットを取り付ける場合及びアンテナ用台座のブラケットを付けない場合は、調達要領指定書によって指定する。
  - 8) アンダープロテクタを車体下面に取り付ける。
  - 9) 取り外し可能なコーナーポールを車体の前部左側に取り付ける。
  - 10) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、中型輸送機による空輸及び大型ヘリコプタによる懸ちよう(吊)空輸が可能な構造とする。

## 2.5.2 形状・寸法

形状及び寸法は、付図1を標準とする。

## 2.5.3 質量

質量は、表5を標準とする。ただし、ロールバー、リヤ別体暖房機、無線機架台用台座及び無線機アンテナ用台座の質量は、除く。

表5－質量

単位 kg

| 区分            |   | 規定    |
|---------------|---|-------|
| 空車質量          |   | 1 910 |
| 空車状態の<br>配分質量 | 前 | 990   |
|               | 後 | 920   |
| 標準状態の質量       |   | 2 390 |
| 標準積載状態の質量     |   | 2 510 |

## 2.6 外観・性能・機能

### 2.6.1 外観

外観は、次による。

- a) 有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

### 2.6.2 性能・機能

性能及び機能は、付表1の試験方法によって試験したとき、表6による。

表6－性能・機能

| 項目      |            | 規定                             |
|---------|------------|--------------------------------|
| 最大安定傾斜角 |            | 右側及び左側に43度未満の傾きで、転覆してはならない。    |
| 渡渉能力    |            | 水位80 cmでの走行が可能とする。             |
| 走行性能    | 運行性能       | 異常があってはならない。                   |
|         | 速度計目盛り調べ   | 訓令の規定に適合しなければならない。             |
|         | 燃料消費率      | 最高速度段で60 km/hのとき、10 km/L以上とする。 |
|         | ブレーキ装置性能   | 訓令の規定に適合しなければならない。             |
|         | 加速能力       | 発進加速200 mで16秒以下とする。            |
|         | 最高速度       | 100 km/h以上とする。                 |
|         | 登坂能力       | 58 % (tanの値) 勾配の登坂が可能とする。      |
|         | 最小回転(旋回)半径 | 5.8 m以下とする。                    |
|         | 最低速度       | 異常があってはならない。                   |
|         | 騒音         | 訓令の規定に適合しなければならない。             |
| 排気      |            |                                |
| 機能      |            | 異常があってはならない。                   |

## 2.7 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、十分な防せい(錆)処理を行った後に、次の方法で上塗りを行う。

- a) 車体外部は、次のいずれかによって塗装し、塗色については、NDS Z 8201の色番号2314(OD色7.5Y3/1)とする。
  - 1) JIS K 5572の2種又は同等品
  - 2) JIS K 5651の2種2号又は同等品
- b) シャン(機関、排気管及び消音器を除き、バンパ及びディスクホイールを含む。)は、黒とし、契約の相手方の仕様によって塗装する。
- c) 機関、排気管、消音器は、契約の相手方の仕様によって塗装する。
- d) 第1列座席付近の床面は、滑り止め処理を施す。



## 2.8 製品の表示

製品の表示は、次による。

- a) 1種銘板<sup>6)</sup>を操縦室内の見やすい位置に取り付ける。

注<sup>6)</sup> NDS Z 8011の角形銘板

- b) 3種銘板<sup>6)</sup>を、注意を要する箇所に貼り付ける。

## 2.9 標識

標識は、訓令に基づく調達要求元の標識を表示する。

## 3 品質保証

### 3.1 検査

検査は、付表1による。

### 3.2 保証範囲

官側において、2.2の付加材料等を取り付けて運用したことによる不具合については、品質保証の範囲外とする。

## 4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 携行工具・附属品・予備部品

携行工具、附属品及び予備部品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表7～表9による。

表7－携行工具

| 名称   | 数量 | 注記     |
|------|----|--------|
| 携行工具 | 1組 | 製造者標準品 |

表8－附属品

| 名称       | 数量 | 注記   |
|----------|----|--|
| 消火器      | 1  | 粉末消火器・ABC・1.0 kg・自動車用(消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の規格適合品)とする。ただし、包装は、除く。 |
| 非常信号灯    | 1  | 国土交通省保安基準適合品、乾電池式(単3アルカリ乾電池)、懐中電灯兼用式、ミニチュアバルブ(2.5 V以上、0.3 A)、肩掛けフック付き    |
| 予備タイヤ    | 1  | ホイール付き   |
| 始動用キー    | 2  | _____  |
| 無線機架台用台座 | 1  | 第2列座席用   |
|          | 1  | 第3列座席用   |
| アンテナ用台座  | 2  | 車体前部左右取付用  |
| ベルト      | 2  | 荷物固定用  |

表 9 - 予備部品

| 名称         |         | 数量 | 注記                       |
|------------|---------|----|--------------------------|
| バルブコア      |         | 3  | J I S D 4 2 1 1 のバルブコアB形 |
| バルブキャップ    |         | 1  | _____                    |
| 電球         | 制動灯・尾灯  | 1  | 24 V 21 W / 5 W          |
|            | 方向指示器   | 1  | 24 V 25 W                |
|            | 補助尾灯    | 1  | 24 V 12 W                |
|            | 番号灯     | 1  | 24 V 5 W 又は 6 W          |
|            | 車幅灯     | 1  | 24 V 5 W 又は 6 W          |
|            | 霧灯      | 1  | 24 V 35 W                |
|            | 室内灯・荷室灯 | 1  | 24 V 10 W                |
| スローブローヒューズ |         | 1  | 20 A                     |
|            |         | 1  | 30 A                     |
|            |         | 1  | 40 A                     |
|            |         | 1  | 60 A                     |
| ヒューズ       |         | 1  | 5 A                      |
|            |         | 1  | 10 A                     |
|            |         | 1  | 15 A                     |
| 収納箱        |         | 1  | 上記部品を収納できるものとする。         |

5.2 承認用図面

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお、提出部数は、3部とする。

5.3 申請書類

契約の相手方は、訓令に基づく適用除外の申請のため、次の書類各4部を契約後速やかに契約担当官等を經由の上、調達要求元に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が認めた場合は、一部又は全部を省略してもよい。

- a) 主要諸元表
- b) 外観三面図又は外観四面図
- c) 原動機性能曲線図
- d) 走行性能曲線図
- e) 主要部強度計算書

5.4 納入書類

5.4.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トラック1両ごとに取扱説明書1部とする。

5.4.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 10 による。

表 10 - 提出書類

| 名称    | 時期  | 数量 | 提出先   | 注記            |
|-------|-----|----|-------|---------------|
| 取扱説明書 | 納入時 | 1  | 調達要求元 | _____         |
| 完成品写真 |     | 1組 |       | キャビネ版四面(前後左右) |

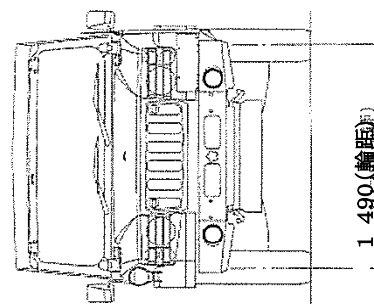
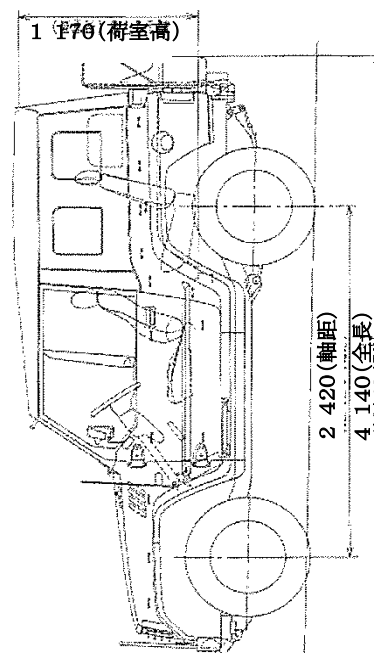
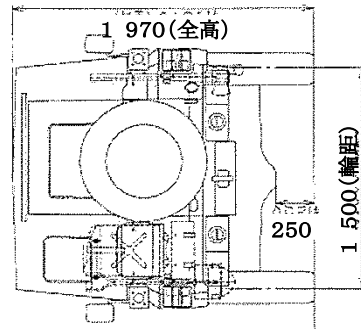
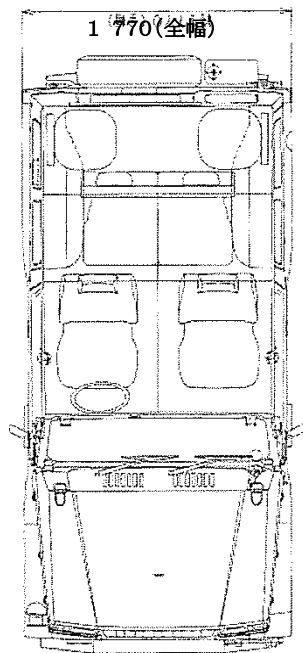
付表 1 -  $\frac{1}{2}$ tトラックの検査項目, 試験方法及び判定基準

| 検査項目 |          | 試験方法   | 判定基準   |
|------|----------|--|--|
|      | ねじ部品類    | 目視による。   | 2.4による。  |
|      | 構造       |  | 2.5.1による。  |
|      | 形状       |  | 2.5.2による。  |
|      | 外観       |  | 2.6.1による。  |
| 定置試験 | 寸法・質量    | 空車状態で、トラックの全長、全幅、全高、軸距、輪距(前後)、最低地上高、荷台(内法)の寸法及び車両質量について、計測器を使用して計測する。  | 2.5.2及び<br>2.5.3による。   |
|      | 最大安定傾斜角  | 空車状態で、トラックを傾斜台に乗せ、トラックを右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。ただし、実測を行い難しい場合は、計算値の提示に代えてもよい。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。 | 2.6.2による。  |
|      | 渡渉能力     | 標準積載状態で、河底堅硬な静水中を走行して調べる。又は、空車状態で、浸水によって走行不能となる部位の最低地上高を間接的方法によって計測する。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。     |  |
| 走行性能 | 運行性能     | 中距離走行試験  | J I S D 1 0 1 8及びJ I S D 1 0 2 2によって標準積載状態で200 km以上走行し、その間、各装置の機能、作動、漏れ、き裂、破損、異音、過熱などを調べる。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示に代え走行機能検査のみを行う。 |
|      |          | 長坂路試験  | J I S D 1 0 1 8による。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。  |
|      |          | 不整地試験  | 標準積載状態で起伏、凹凸のある場所を10 km以上走行又は1時間走行し、走行距離及び走行時間、燃料消費量、各部の温度(大気・冷却水・潤滑油等)を測定する。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                    |
| 定地試験 | 速度計目盛り調べ | J I S D 1 0 1 1による。  |  |
|      | 燃料消費率    | J I S D 1 0 1 2による。  |  |

付表 1 -  $\frac{1}{2}$  tトラックの検査項目, 試験方法及び判定基準 (続き)

| 検査項目  |                       | 試験方法  | 判定基準      |
|-------|-----------------------|---|-----------|
| 走行性能  | 定地試験<br>ブレーキ装置<br>性能  | 主制動装置の試験は, 訓令に基づきブレーキテストを用いて制動力を測定する。<br>ただし, 走行試験で確認する場合は, 初速80 km/hにて停止距離を測定する。駐車ブレーキは, 標準積載状態で31 %勾配(tan の値)の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数をもつ路面で停止できることを確認する。<br><br>なお, 同一名称及び同一型式として, 納入実績があり, 官側の完成検査を合格している場合は, 省略し資料の提示によって確認する。 | 2.6.2による。 |
|       | 加速能力                  | J I S D 1 0 1 4による。   |           |
|       | 最高速度                  | J I S D 1 0 1 6による。   |           |
|       | 登坂能力                  | J I S D 1 0 1 7による。ただし, 試験場所その他やむを得ない状況によって試験を行い難い場合には, 走行性能曲線図及び計算書の提示に代えてもよい。   |           |
|       | 最小回転(旋回)<br>半径        | 空車状態又は標準積載状態で, かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して, 低速で回転(旋回)した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。<br><br>なお, 同一名称及び同一型式として, 納入実績があり, 官側の完成検査を合格している場合は, 省略し資料の提示によって確認する。   |           |
|       | 最低速度                  | 標準積載状態で, 舗装路面上を4 km/h以下の速度で10分間以上連続運行し, 各部分の低速に対する作動状況, 安定度などを調べる。<br><br>なお, 同一名称及び同一型式として, 納入実績があり, 官側の完成検査を合格している場合は, 省略し資料の提示によって確認する。  |           |
|       | 騒音<br>排気              | 訓令の規定に適合していることを確認する。<br><br>なお, 同一名称及び同一型式として, 納入実績があり, 官側の完成検査を合格している場合は, 省略し資料の提示によって確認する。  |           |
| 機能    | 作動, 漏れ, 異音, 過熱などを調べる。 |   |           |
| 塗装    | 目視による。                | 2.7による。   |           |
| 製品の表示 |                       | 2.8による。   |           |
| 標識    |                       | 2.9による。   |           |

単位 mm



|       |     |    |                     |    |   |
|-------|-----|----|---------------------|----|---|
| 図番    | 付図1 | 名称 | $\frac{1}{2}$ tトラック | 尺度 | — |
| 防 衛 省 |     |    |                     |    |   |

## 附属書 A

### (規定)

# $\frac{1}{2}$ tトラック (警務用)

#### A.1 総則

##### A.1.1 適用範囲

この附属書は、警務業務に使用するボンネット型総輪駆動の $\frac{1}{2}$ tトラック(警務用)(以下、トラックという。)について規定する。

##### A.1.2 用語及び定義

この附属書の用語及び定義は、本体の 1.2 による。

##### A.1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、表 A. 1 による。

表 A. 1 - 製品の呼び方

| 製品の呼び方                   | 物品番号            |
|--------------------------|-----------------|
| $\frac{1}{2}$ tトラック(警務用) | 2320-283-2265-5 |

##### A.1.4 引用文書

この附属書の引用文書は、次によるほか、本体の 1.4 による。また、この附属書に規定する範囲内において、この附属書の一部を成すものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

J I S D 5 5 0 3 自動車用特殊警告灯

N D S Z 8 2 0 1 標準色

#### A.2 製品に関する要求

##### A.2.1 一般的要求事項

このトラックは、訓令に適合しなければならない。

##### A.2.2 構成

構成は、本体の 2.3 による。

##### A.2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、本体の 2.4 による。

##### A.2.4 構造・形状・寸法・質量

###### A.2.4.1 構造

構造は、本体の 2.5.1 によるほか、次の緊急自動車用装置を設ける。

- a) 緊急自動車用装置は、電子式サイレンアンプ、マイクロホン、スピーカ、赤色警告灯<sup>1)</sup>及び丸形補助警告灯で構成されたもので、電子サイレンアンプによって各操作が行える構造とする。

注<sup>1)</sup> J I S D 5 5 0 3 の E - 2

- b) 電子サイレンアンプ及びマイクロホンは操縦室内前部の中央付近に各1個、赤色警告灯は室外天井部に1個、スピーカは車両前部右側に1個、丸形補助警告灯はフロントグリル付近に2個取り付ける。

###### A.2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は、付図 A. 1 を標準とする。

###### A.2.4.3 質量

質量は、本体の 2.5.3 による。ただし、緊急自動車用装置の質量は除く。

#### A.2.5 外観・性能・機能

外観、性能及び機能は、本体の**2.6**による。

#### A.2.6 塗装

塗装は、車体外部(ディスクホイール及びスピーカーを含む。)は、NDS Z 8201の色番号1401(5GY9/1)によって塗装するほか、本体の**2.7**による。また、ねじ部品及び緊急自動車用装置(スピーカーを除く。)は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方の仕様によって塗装する。

#### A.2.7 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、本体の**2.8**による。

#### A.2.8 標識

標識は、本体の**2.9**による。

### A.3 品質保証

品質保証は、本体の**箇条3**による。

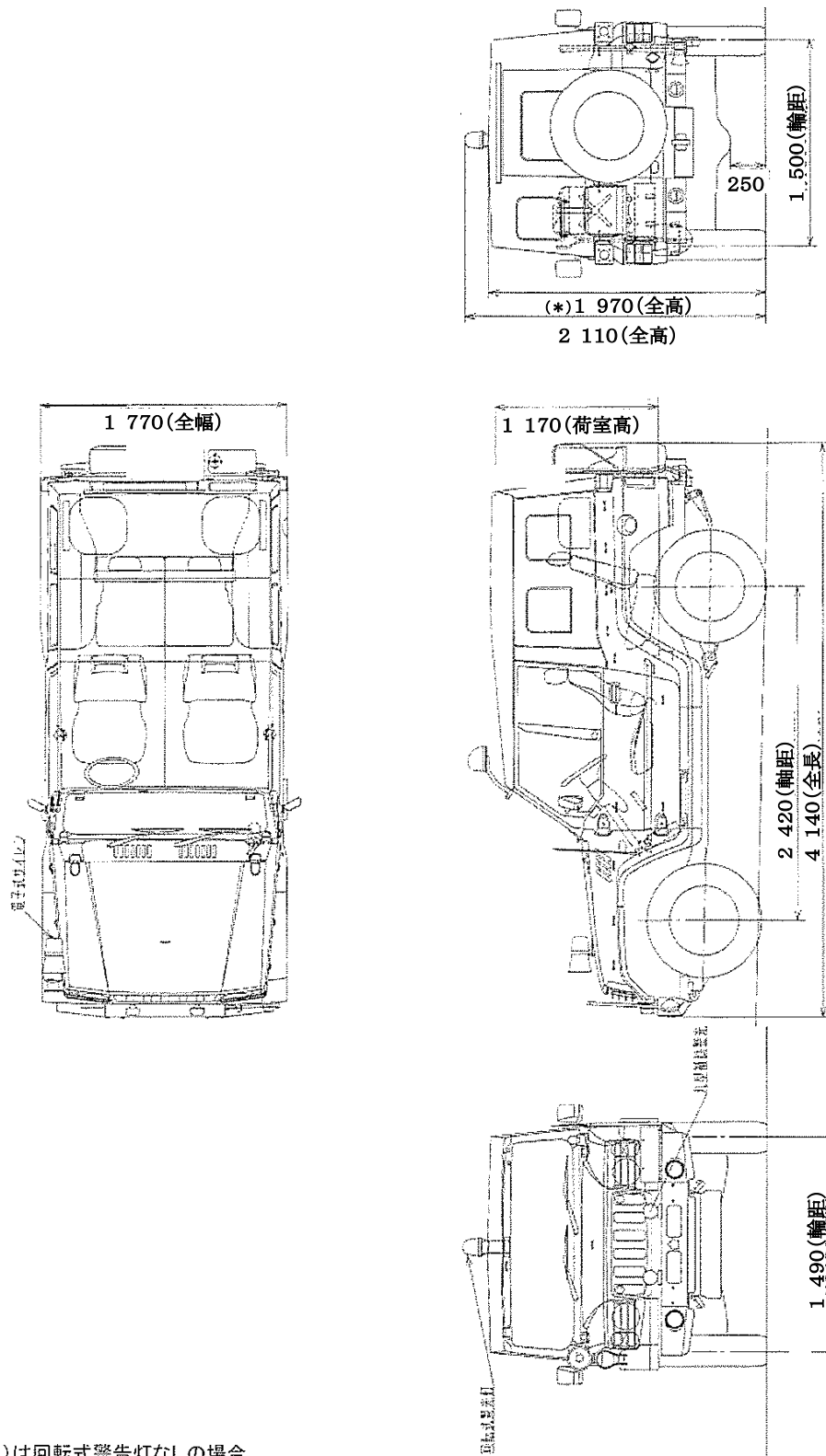
### A.4 出荷条件

出荷条件は、本体の**箇条4**による。

### A.5 その他の指示

その他の指示は、本体の**箇条5**による。

単位 mm



|       |        |    |               |    |   |
|-------|--------|----|---------------|----|---|
| 図番    | 付図A. 1 | 名称 | 1/2tトラック(警務用) | 尺度 | — |
| 防 衛 省 |        |    |               |    |   |



## 附属書B

### (規定)

## $\frac{1}{2}$ t溶接車

### B.1 総則

#### B.1.1 適用範囲

この附属書は、各種装備品等の溶接及び溶断の整備作業に使用する、ボンネット形総輪駆動の $\frac{1}{2}$ t溶接車(以下、トラックという。)について規定する。

#### B.1.2 用語及び定義

この附属書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS D 0101及びJIS D 0102による。

##### B.1.2.1

#### 空車状態

空車状態とは、トラックに燃料、潤滑油、冷却水などを全量搭載し、携行工具、附属品及び予備部品を取付位置などに収納した状態をいう。ただし、タイヤチェーン、燃料携行缶、洋形おの及びショベルは、含まない。

##### B.1.2.2

#### 標準積載状態

標準積載状態とは、空車状態のトラックに操縦手1名(80 kg)、助手1名(80 kg)、操作手1名(80 kg)及び正規積載量(450 kg)の荷物などを積載した状態をいう。

#### B.1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、表B. 1による。

表B. 1－製品の呼び方

| 製品の呼び方  | 物品番号            | 積載物 <sup>a)</sup>   |
|---|-----------------|---------------------|
| $\frac{1}{2}$ t溶接車  | 2320-280-0125-5 | 発電溶接機 <sup>b)</sup> |
| <b>注<sup>a)</sup></b> 積載物は、車両調達時には、積載されていない。                |                 |                     |
| <b>注<sup>b)</sup></b> 発電溶接機の製品に関する要求は、附属書Cを標準とし、個別仕様書に規定する。 |                 |                     |

#### B.1.4 引用文書

この附属書の引用文書は、本体の1.4による。

### B.2 製品に関する要求

#### B.2.1 一般的要求事項

このトラックは、訓令に適合しなければならない。

#### B.2.2 構成

構成は、本体の2.3による。

#### B.2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、本体の2.4による。

#### B.2.4 構造・形状・寸法・質量

##### B.2.4.1 構造

構造は、次によるほか、本体の2.5.1による。

a) 乗車定員は、3名とし、座席の部位は、表B. 2による。

表B. 2－座席

| 部位    | 座席の構造                                |
|-------|--------------------------------------|
| 第1列座席 | 本体表2による。ただし、背当て裏面に鋼板を取り付ける。          |
| 操作手座席 | 折り畳み式で取り外しができるものとし、左ホイールハウジング後方に設ける。 |

- b) 無線機架台用台座は、取り付けない。  
c) 三角表示板の収納場所及びタイヤチェーン収納箱は、設けない。  
d) ロールバーは、取り付けない。  
e) 荷物固定用フックは、設けない。  
f) 無線機用ターミナルボックス及び無線機のアンテナを取り付けるためのブラケットは、取り付けない。  
g) 大型ヘリコプターによる懸ちょう(吊)空輸装置は、取り付けない。  
h) 発電溶接機用の取付架台を、荷室の左側前方及び右側前方に設ける。  
i) 溶接用付属品及び溶接用予備部品収納箱の取付金具を、荷室床面に取り付け。  
j) 鍛造溶接係用工具セットの取付金具を、助手席後方床面に取り付け。

#### B.2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は、付図B. 1を標準とする。

#### B.2.4.3 質量

質量は、表B. 3を標準とする。

表B. 3－質量 単位 kg

| 区分        |   | 規定    |
|-----------|---|-------|
| 空車質量      |   | 1 880 |
| 空車状態の配分質量 | 前 | 990   |
|           | 後 | 890   |
| 標準積載状態の質量 |   | 2 570 |

#### B.2.5 外観・性能・機能

##### B.2.5.1 外観

外観は、本体の2.6.1による。

##### B.2.5.2 性能・機能

性能及び機能は、本体の2.6.2による。

#### B.2.6 塗装

車両の塗装は、本体の2.7による。

#### B.2.7 製品の表示

製品の表示は、本体の2.8による。

#### B.2.8 標識

標識は、本体の2.9による。

### B.3 品質保証

検査は、本体の箇条3による。

### B.4 出荷条件

出荷条件は、本体の箇条4による。

## **B.5 その他の指示**

### **B.5.1 携行工具・附属品・予備部品**

#### **B.5.1.1 携行工具**

携行工具は、本体の **5.1** による。

#### **B.5.1.2 附属品**

附属品は、無線機架台用台座・アンテナ用台座及び荷物固定ベルトを除くほか、本体の **5.1** による。

#### **B.5.1.3 予備部品**

予備部品は、本体の **5.1** による。

### **B.5.2 承認用図面**

承認用図面は、本体の **5.2** による。

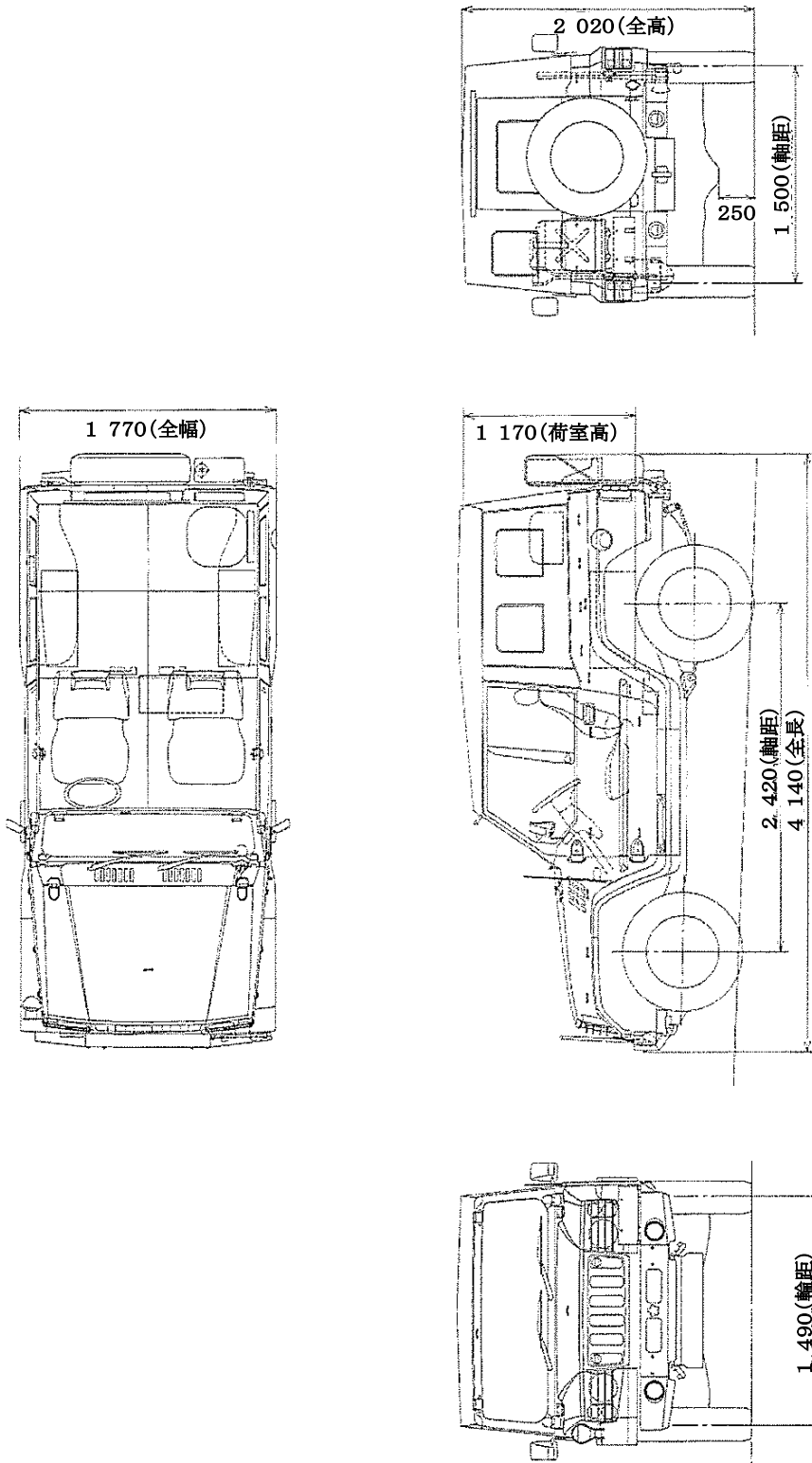
### **B.5.3 申請書類**

申請書類は、本体の **5.3** による。

### **B.5.4 納入書類**

納入書類は、本体の **5.4** による。

単位 mm



|       |        |    |                    |    |   |
|-------|--------|----|--------------------|----|---|
| 図番    | 付図B. 1 | 名称 | $\frac{1}{2}$ t溶接車 | 尺度 | — |
| 防 衛 省 |        |    |                    |    |   |

## 附属書C

(参考)

### 発電溶接機

#### C.1 製品に関する要求

##### C.1.1 一般的要求事項

本機は主として野外などにおいて溶接作業に使用する発動発電機付発電溶接機で、以下の要求事項に適合しなければならない。

##### C.1.2 構成

構成は、表C. 1による。

表C. 1－構成

| 構成  | 数量 |
|-----|----|
| 本体  | 1  |
| 附属品 | 1式 |
| 予備品 | 1式 |

##### C.1.3 構造・形状・寸法・質量

###### C.1.3.1 構造・形状

構造及び形状は、次によるほか、当該製造者の社内規格によるものとし、細部については、承認用図面による。

a) 本機は、次による。

- 1) 防雨、防じん、防蝕及び防音性を考慮した構造でなければならない。
- 2) 駆動用エンジン、整流器式直流アーク溶接機、配電箱、ステンレス製ボンネットなどで構成され、共通架台に取り付ける。
- 3) 移動は、クレーン等を用いる。
- 4) 卸下して移動するためのキャスタを設け、これに移動防止補助具を設ける。

b) 配電箱は、次による。

- 1) 防滴ステンレス製で前面に種々の計器類を配列し、エンジンの運転及び制御に必要な部品は機能的に配列して、一面操作ができなければならない。
- 2) 溶接出力の取出しは、溶接用端子で行い、補助電源は補助電源用コンセントから取り出す。
- 3) 主要計器類及び装置は、表C. 2による。

表C. 2－主要計器類及び装置

| 主要計器類及び装置   | 数量 |
|-------------|----|
| パネル照明灯      | 1  |
| パネル照明灯用スイッチ | 1  |
| 溶接出力コンセント   | 2  |
| 溶接電流調整器     | 1  |

表 C. 2 - 主要計器類及び装置 (続き)

| 主要計器類及び装置          | 数量 |
|--------------------|----|
| 鉄・アルミ溶接切替えスイッチ     | 1  |
| 補助交流電源電圧計          | 1  |
| 直流電流計              | 1  |
| 補助電源用コンセント(15 A)   | 2  |
| 単相出力端子             | 2  |
| 積算時間計              | 1  |
| エンジンスタータースイッチ      | 1  |
| エンジン停止ボタン          | 1  |
| スローダウン付きアイドリングスイッチ | 1  |
| 予熱表示灯              | 1  |
| 水温上昇警告灯            | 1  |
| 油圧上昇警告灯            | 1  |
| 充電警告灯              | 1  |

- 4) ボンネットは、充分な剛性を持つステンレス製で、共通架台にボルトで締め付けをし、エンジン、溶接機、配電箱、燃料タンクなどを覆う。

#### C.1.3.2 寸法・質量

寸法及び質量は、表 C. 3 による。

表 C. 3 - 寸法・質量

|        |    |            |
|--------|----|------------|
| 寸法     | 全長 | 1 310 mm以下 |
|        | 全幅 | 700 mm以下   |
|        | 全高 | 1 050 mm以下 |
| 質量(本体) |    | 330 kg以下   |

#### C.1.4 性能

主要諸元は、次によるほか、付表 C. 1 を標準とする。環境条件に対する性能は、当該製造者の社内規格によるものとし、細部については、承認用図面による。

- a) 騒音値は、本機から7 m離れた位置で70 db(Aレンジ)以下とする。  
b) 国内のいかなる地域においても、容易に運転できなければならない。

#### C.1.5 機能

機能は次による。

- a) 自動スローダウン装置及び本機に異常が発生した場合の非常停止装置を取り付ける。  
b) 本機は、スイッチの切替えで鉄及びアルミ溶接ができなければならない。

#### C.1.6 塗装

塗装及び塗色は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、外面(配電箱内部を含む。)などの露出部分は、OD色とし、その他の部分は、当該製造者の社内規格による。

#### C.1.7 製品の表示

製品の表示は、本体の見やすい位置にNDS Z 8011の1種銘板、2種銘板及び3種銘板を取り付けるものとし、細部については、承認用図面による。

付表C. 1－主要諸元

|      | 項目       | 規定                      |
|------|----------|-------------------------|
| 溶接機  | 形式       | 垂下特性型整流器付直流アーク溶接機       |
|      | 励磁方式     | ブラシレス自励式                |
|      | 定格負荷電流   | 200 A                   |
|      | 定格負荷電圧   | 32 V以下                  |
|      | 定格回転数    | 3 600 rpm               |
|      | 無負荷電圧    | 110 V                   |
|      | 定格使用率    | 50 %以上                  |
|      | 電流調整範囲   | 40 A～200 A              |
|      | 保護方式     | J I S C 4 0 3 4 - 5の防滴型 |
| 補助電源 | 定格出力     | 3 kw                    |
|      | 相数       | 単相                      |
|      | 定格電圧     | 110 V                   |
| エンジン | 形式       | 水冷4サイクル, ディーゼル          |
|      | 始動方式     | セルモータ                   |
|      | 始動用バッテリー | J I S D 5 3 0 1の55B24R  |
|      | タンク容量    | 20 L                    |